令和８年度 第２回大阪府建設事業評価審議会都市整備部会 議事概要

日　　時　令和８年 10 月 27 日（火）10 時 00 分から 11 時 00 分まで
場　　所　Ｗｅｂ会議システムによるオンライン会議
出席委員　大庭部会長・荒木委員・中村委員・長町委員・葉委員・益田委員・宮本委員（７名）
議　　題　（１）府民意見等募集の結果について
（２）都市計画道路大阪岸和田南海線（上町工区）街路事業の自転車通行空間の安全対策について
（３）意見具申（案）について
（４）都市整備部会運営改善に関する委員意見について（報告）

【議事概要】（◆部会長、事務局等の説明等、〇委員の発言、⇒部局等の応答）

◆［事務局］
本日の進行として、審議案件２件に係る府民意見等募集の結果を報告した後、大阪岸和田南海線（上町工区）街路事業における自転車通行空間の安全対策を補足説明し、委員意見の取扱いを整理した上で、意見具申（案）を審議することを説明した。

◆［事務局］
意見具申は、審議案件に対する大阪府建設事業評価審議会の意見を取りまとめ、大阪府知事に報告する文書であり、都市整備部会の決議を審議会の決議とする。意見具申は公表され、事業担当課は意見具申を尊重して対応方針を決定し、報道発表及び大阪府ホームページで公表する。審議における委員意見は議事概要に記録し、今後の事業実施の参考とする。

（１） 府民意見等募集の結果について

◆［部会長］
府民意見等募集の結果について、事務局から報告をお願いしたい。

◆［事務局］
第１回都市整備部会において、再々評価の都市計画道路寝屋川大東線街路事業及び再評価の都市計画道路大阪岸和田南海線（上町工区）街路事業の２件について、府民意見等の募集を実施することをご承認いただいた。令和８年９月 16 日から 10 月 16 日まで募集を行った結果、府民意見及び意見陳述の申込みはなかった。

◆［部会長］
募集結果について確認した。続いて、都市計画道路大阪岸和田南海線（上町工区）街路事業の自転車通行空間の安全対策について、事業担当課から補足説明をお願いしたい。

（２） 自転車通行空間の安全対策について

◆［都市整備部 道路室 道路整備課］
本路線の幅員構成は、道路法に基づく道路構造令等の各種基準により、車道、歩道、路肩及び中央帯の幅員を計画している。この計画を基に、交通管理者である警察と協議を行い、車両、自転車及び歩行者が安全に道路を利用できる対策を決定している。

本路線の自転車通行空間については、警察との協議により、車道路肩部を自転車通行帯とし、当該部分が自転車の通行空間であることを明示するため、青色矢羽根及び自転車のピクトグラムを設置する。これにより、自転車と自動車の通行区分を明確にし、安全性を確保する計画である。

〇委員
説明内容は、法令上の最低限の基準を満たしているため、それでよいという趣旨に受け取れる。しかし、前回の議論では、それだけではなく、追加的な安全対策が必要ではないか、その内容を付帯意見として記載すべきではないかという意見があった。青色矢羽根のみで十分とするのではなく、例えばポールを設置するなど、さらに一歩進んだ安全対策を検討するよう、付帯意見を付すことを提案したい。

◆［部会長］
付帯意見とする場合、具体的にどのような内容を記載することを想定しているか。

〇委員
具体的な文案を示す段階ではないが、青色矢羽根を設置し、法令や基準に沿って対応しているため、それ以上の対策は必要ないという考え方には違和感がある。物理的な分離策など、より安全性を高めるための追加対策を検討するよう求める趣旨である。

〇委員
本部会は設計行為そのものを議論する場ではないと理解している。その上で、青色矢羽根だけではなく、舗装の色や表面仕上げを変えることによって、自転車通行帯であることを明確にする方法も考えられる。ポールの設置が難しい場合であっても、視認性を高める手法はある。付帯意見を付すのであれば、青色矢羽根に限定せず、道路の仕上げ等により、自転車通行空間の視認性を一層高めるよう求める記載が考えられる。

◆［部会長］
設計に関する具体的な内容を付帯意見として記載することは難しいと考える。一方、安全性をより重視する趣旨の文言であれば、付帯意見に盛り込む余地があるのではないか。事務局の見解を伺いたい。

◆［都市整備部 道路室 道路整備課］
視認性については、運転者から自転車通行帯であることが分かるよう、自転車のピクトグラム等の路面表示を設置し、注意喚起を図る計画である。それ以上の対策については、交通管理者との協議が必要となるため、現時点で実施できると断定することは難しいが、協議を行う余地はある。

〇委員
普段から自転車を利用しているが、自転車通行帯に車が路上駐車すると、自転車が車道側へ出なければならず、非常に危険である。理想的には、歩道側に自転車が通行する空間を設け、車道との間に物理的な境界を設置する構造が望ましい。資料では歩道が３ｍ、自転車通行帯が１ｍとなっているが、これを歩道側にまとめて４ｍとし、自転車通行空間を歩道側へ移すことはできないか。

◆［部会長］
設計はほぼ完了している段階であり、これから道路空間の配分を変更することは、関係者への負担も大きく、難しいのではないかと考える。事業担当課から説明をお願いしたい。
⇒［都市整備部 道路室 道路整備課］
現在は、車道の路肩１ｍを自転車通行帯としている。これを歩道側に移した場合、車道に必要な路肩が確保できず、道路構造上の基準を満たさない幅員構成となる。別途、路肩を確保するためには道路全体の幅員を変更する必要があるため、現段階で歩道内に自転車通行帯を移すことは困難である。

〇委員
自転車通行空間とは別に、車道と歩道の間に路肩としての空間が必要であり、歩道側へ移すためには道路全体の幅員を変更しなければならないという理解でよいか。
⇒［都市整備部 道路室 道路整備課］
その理解でよい。

〇委員
道路全体の幅員を変更することになるため、現段階では対応できないということは理解した。このような内容は、どの段階で議論すべきであったのか。

〇委員
歩道を４ｍとし、その中に自転車通行空間を設ける構造は、路線の位置付けや地域特性によっては実現可能である。ただし、そのような内容は設計段階で協議する必要があり、本事業の現段階で変更することは困難である。
一方、通常の黒色舗装とは異なる色や仕上げを用いるなど、自転車通行帯の視認性を高める対策であれば、実施できる可能性がある。青色矢羽根やピクトグラムだけではなく、視認性をさらに高めるよう求めることは、付帯意見として記載できるのではないか。

〇委員
ハード面の設計変更が難しいことは理解しているが、安全対策はハード面とソフト面の両方で考える必要がある。懸念されるのは、単に視認性が低いことではなく、自転車通行帯への路上駐車である。自転車通行帯であると分かった上で駐車する車も多く、自転車が車道側へ出た際に事故に巻き込まれる危険がある。
物理的に車が進入できないようにするポール等の設置が難しいのであれば、警察との協議により取締りや巡回を行うなど、ソフト面の対策を組み合わせることが重要である。沿道に路上駐車を誘発する施設がないのであれば懸念は小さいかもしれないが、周辺状況も踏まえ、ハード・ソフト両面から安全性を確保してほしい。

〇委員
付帯意見を記載する場合、本事業に固有の意見と、今後の同種事業に向けた意見を分けて考える必要がある。
本事業について、現行の幅員 22mの範囲内で、さらに安全性を高めることを求める付帯意見がどこまで可能かは、法的な問題があり、相当難しいと考える。また、今後の同種事業について、自転車通行の安全性を踏まえて適切な幅員を確保するよう求める場合も、幅員を決めるのは都市計画であるところ、都市計画を決める段階で用地取得や事業費との関係から自転車通行の安全性がこれまで十分に考慮されていなかったことから、相当難しいのではないかと思われる。

一方、費用便益分析では、歩行者や自転車利用者の安全性が定量的に十分評価されていないのではないかという不安がある。定量化が難しいのであれば、少なくとも定性的な観点から安全性を重視する姿勢を示すことには意義がある。ただし、ここでは、法的・技術的に実現可能な範囲の記載とする必要がある。

〇委員
自転車の安全性の確保は重要な課題である。しかし、本部会は、建設事業費が効率的かつ効果的に使われているかを審議する場であると認識している。追加の安全対策を求めるのであれば、その費用を算出し、費用対効果が妥当かを改めて検討する必要がある。
現行法令及び予算の範囲内で、可能な安全対策は計画されていると考える。また、本区間だけに高規格な安全設備を設けても、前後の区間に同様の設備がなければ、道路ネットワークとして一貫したものにならない。総合的に考えると、ハード面については現行計画を基本とすることが妥当である。ソフト面の対策は必要であるが、その内容を本件の意見具申に記載すべきかは慎重に判断する必要がある。

◆［部会長］
本部会は、本事業を継続すべきかどうかを判断する場である。また、付帯意見を付す場合は、本事業に固有の事情に基づく内容でなければならず、付帯意見は相当重いものである。
自転車通行空間の安全性を高める必要があることについては、委員間で認識が一致している。一方、本事業に特化して付帯意見を付さなければならない特別な事情があるかという点では、難しいと考える。また、具体的な設計内容を本部会から付帯意見として示すことも適切ではない。
したがって、安全性の確保に努めてほしいという趣旨については共有しつつ、付帯意見を付すことは難しいのではないかと考える。

〇委員
付帯意見としない場合でも、意見具申の文言の中に「より安全性に配慮して事業を進めること」などの表現を加えることはできないか。

◆［部会長］
具体的な対策を示すことはできないが、今後の道路ネットワークも踏まえ、継続的に安全性の向上に努める趣旨の文言であれば、意見具申に記載できるのではないかと考える。

◆［事務局］
意見具申に委員意見を記載する箇所は、実質的に付帯意見欄のみである。付帯意見を付さない場合、意見具申の別の箇所に安全性への配慮を求める文言を記載することは難しい。
一方、本日の議論は議事録として記録し、公表する。自転車通行空間の安全性について、このような論点から議論があり、配慮を求める意見があったことは記録に残る。事務局及び事業担当課としても、委員からの意見を受け止め、今後の事業実施の参考とする。

◆［部会長］
意見具申には記載できないものの、本日の議論は議事録に残り、公表されることを確認した。また、委員全体として、自転車通行空間の安全性をさらに高めてほしいという意見があることを、事務局及び事業担当課にも理解いただき、今後の事業実施の参考としていただく。
本事業については付帯意見を付さないこととし、今後、類似事業を審議する際にも、自転車通行空間の安全性について必要な意見を述べていくこととしたい。

○委員からの主な意見

本部会では、自転車通行空間について、技術基準への適合のみをもって安全性が十分であると判断せず、青色矢羽根等の視認性向上、路上駐車への対応、交通管理者と連携した取締りや注意喚起など、ハード・ソフト両面から安全性の確保・向上に努めることが重要であるとの認識を共有した。

一方、現段階で道路構造や幅員構成を大幅に変更することは困難であり、前後区間との連続性、費用対効果及び本部会の役割を総合的に勘案した結果、現行計画を基本として事業を継続し、本事業に固有の付帯意見は付さないこととした。

（３） 意見具申（案）について

◆［事務局］
令和８年度に審議した再評価・再々評価案件２件について、第１回及び第２回都市整備部会で対応方針を審議し、部会の決議を大阪府建設事業評価審議会の決議とする。
審議結果については、公表する説明資料及び議事概要等を参照する構成としている。都市計画道路寝屋川大東線街路事業及び都市計画道路大阪岸和田南海線（上町工区）街路事業の２件は、いずれも「事業継続」とし、付帯意見は記載しない案としている。併せて、府の対応方針原案の定義、審議対象基準、令和８年度の開催状況及び委員名簿を記載している。

◆［部会長］
これまでの審議では、再評価・再々評価の２件について、いずれも事業継続とする方向で意見を取りまとめている。意見具申は簡潔な文書であり、自転車通行空間の安全性に関する委員の意見や議論の内容は、議事録に記録される。意見具申案全体について、意見又は質問はあるか。

◆［部会長］
特に意見がないため、意見具申案を了承する。本日の審議を踏まえた最終的な文言調整については、部会長に一任いただきたい。

（４）都市整備部会運営改善に関する委員意見について（報告）

◆［部会長］
今年度、第１回から第２回まで個別案件を審議した中で、個別事業の範囲を超える評価制度全体に関する新たな委員意見はなかったと認識している。前年度までにいただいた意見への対応状況について、事務局から報告をお願いしたい。

◆［事務局］
都市整備部会では、令和６年度から、個別案件の審議に加え、評価制度全体に関する委員意見を聴取している。意見があった場合は、年度最後の都市整備部会において府の対応方針又は対応状況を報告し、次年度以降の委員への情報共有を行っている。今年度は、新たな運営改善に関する委員意見はなかった。

令和７年度の委員意見への対応状況について説明する。１点目の「整備効果の説明」については、整備前、事業実施中及び整備完了後の交通量を比較できるよう、現況交通量及び将来交通量を示し、事業の進捗に応じた効果を視覚的に把握できる資料構成としている。
２点目の「府民意見募集の周知方法」については、土木事務所等への募集要項の配架を継続するとともに、大阪府行政オンラインシステムを活用し、府民が時間や場所を問わず意見を提出できる環境を整えている。これらの取組については、意見の提出状況等を確認しながら、必要な改善策を検討する。
３点目の「再評価の審議タイミングとその要件」については、要領に基づき、再評価の対象時期及び要件を適切に確認している。また、事業計画を大きく変更する可能性がある場合は、部会長に事前に相談し、再評価の要否を判断する運用としている。
令和６年度の運営改善に関する委員意見についても、令和７年度と同様に対応状況を記載し、取組を継続している。

◆［部会長］
運営改善は重要であるため、今後も改善した方がよい点があれば、事務局へ意見を共有いただきたい。また、改善策を実施するだけでなく、その改善が有効であったかについても、継続的に評価する必要がある。

（５）閉会

◆［部会長］
以上で、本日予定していた審議及び報告は全て終了した。進行を事務局にお返しする。
◆［事務局］
本日の部会をもって、今年度予定していた審議は全て終了した。２回にわたる審議への協力に感謝申し上げる。
◆［事業企画課長補佐］
今年度は、審議会を１回、都市整備部会を２回開催し、計２件の案件についてご審議いただいた。委員の皆様には、会議への出席及び事前説明等において、貴重な意見をいただいた。いただいた意見は、今後の部会運営の参考とする。
特に大庭部会長には、部会長としての進行、意見の取りまとめ及び意見具申の取りまとめに至るまで、多大な尽力をいただいた。委員の皆様の協力に改めて感謝申し上げる。
◆［事務局］
以上で、令和８年度第２回大阪府建設事業評価審議会都市整備部会を終了する。
以上